# 当別町役場 代表 回 3-2330

**M** 3-3206

ヲホームページ ⊠メールアドレス http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/ info@town.tobetsu.hokkaido.jp

## 集

# 登録を受け付けます 15 年度の臨時職員

町では、15年度採用の臨時職 員の登録を受け付けます。

#### ▼職種

- ◎一般事務
- ◎保育士・雑役婦(夫)
- **▼年齢要件** 満 60 歳未満 (4 月 1 日現在)
- ▼雇用期間 4月1日から町が指 定する期間
- ▼社会保険 雇用期間により、健 康保険などに加入します。

#### ▼日額賃金

- ◎一般事務 5,900 円~
- ◎保育士 6,100 円~
- ◎雑役婦(夫) 5,800 円~ (そのほか規定により、別途支給 します。)
- ▼登録方法 「臨時職員登録カー ド」(総務課に備え付け)に、写真 (縦5cm、横4cm)・住民票を添付 し、総務課職員係に提出してくだ さい。

# ▼登録受付期間 4月1日採用分 については、2月3日から2月28 日まで。(そのほかについては、 年度内で随時受け付けます。)

▼詳細 総務課職員係(☎3-2330)

#### その他

# 有効期限が延長されます 特定疾患医療受給者証

現在、お持ちの受給者証(有効 期限が平成15年3月31日までの 方)は、10月からの制度改正の準 備が国で進められていることか ら、今年に限り9月30日まで使 用できることとなりました。(劇 症肝炎・重症急性膵炎は除く)

従って、例年3月末日までに 行っている継続申請手続きについ ては、改めてご案内するまで必要 ありません。

なお、有効期限の延長に伴う受 給者証の新たな発行、書き換え訂 正などは行いませんので、4月以

> 行 記 コ

てい

・ます。

載

方

法のアド

バイスを

7

ただくことにご協

上 11

早めに提出願

7

できるだけご自

分で

き方をお

指

導する「自書作

告

などの

正

L

11

... 書

ーナー」などを設置し、

す。申・

申告」をお願いしていま・提出していただく「自書申告などをご自分で作成申去ない。税務署では、確定

申

降もそのまま使用ください。

▼問合せ 江別保健所当別支所 (緑町・**お**3 - 2141)

## その他

# 石狩市に移転します 江別保健所当別支所

石狩市への移転に伴い、江別保 健所当別支所が、3月31日をもっ て廃止となります。

これまで当別支所が行っていた 業務については、4月1日から江 別保健所が引き続き行います。

なお、4月以降は当分の間、各 種申請や届出などの受付窓口を、 次の通り開設します。

- ▼開設日時 毎週火曜日 (休日の 時は翌日) 13 時~ 16 時
- ▼開設場所 ゆとろ(西町・☎5 -2661)
- ▼詳細 江別保健所企画総務課企 画調整係(江別市錦町4番地1·
- 2011 383 2111

書き、切り離さずに提出しいペンで強くハッキリとの複写式の申告書は、ボー てくださ

税に関する電話相談

 $\frac{1}{1}$ 

税務相

談室札幌

北

分

室

**3** 

1

 $\begin{array}{c}
 1 \\
 7 \\
 7
 \end{array}$ 

9

1

付書を使用してください。 点に注 1意願い ます。

送付されている
務署から申告書 れている方は、次のら申告書・納付書がはか、あらかじめ税

のが税

時 〈 27 ▼ 日 日 ▼会場 **T** 詳 16 (木) 時 細 時 2 月 26 役場第一 札幌北 10 時~ 日 12

時、 水

13

祝日) 税務署記載指導 受付は行っており ※ただし、 3 月 31 は、  $\exists$ 閉庁日 窓口での相談 月 ませ 主 ま で ん談白

方消 個 費税 人事 業者の消費税 3 月 17 日 地

▼所得税(4年分) 2 月 17 2 月 3 日 贈 与 税 日 14 3 月 17 月 月) 年分 5 日 月

大変混雑し、が間近になる す。) 01 一へ郵 た申 で、 ただく場合があります 間所 済 ま 近になると、 申告書の提出は 告 せましょう。 税 送 などの でも 書 は 長時間お待 管轄 提 申告 税務署 出 で 0 できま の ( 作 成 は 早 め 期 ちは限

> き直 てくださ 書き損じの した申告書に添付 申告書は、

消費税の申告期間

間

Bなどは、 贈与税

次の通りです。



告はお早め 得 税 ・贈与 • 消

12

# お知 インフォメーション 5 世 Information

#### 福祉

一定要件の該当者に支給されます 児童扶養手当・特別児童扶養手当

#### 児童扶養手当

▼対象 離婚などで、父親と生計 を同じくしていない児童(18歳に 達した年の年度末までの間にある 児童。心身障害児は20歳未満。) を養育している母子家庭などの 方。(家庭状況により請求できな い場合もあります。)

ただし、支給要件に該当後、未 請求のまま5年を経過すると時効 により請求できなくなります。

#### 特別児童扶養手当

▼対象 20 歳未満の重度か中度 の心身障害児を養育している方に 支給。

ただし、児童福祉施設などに入 所している場合など、支給されな い場合もあります。

※両手当とも一定以上の所得のあ る方は手当の全部、または一部が 支給停止になる場合があります。

▼詳細 保健福祉課児童保育係 (「ゆとろ」内・☎3-3024)

#### 福祉

# 該当者と思われる方は申請を 児童手当(特別給付)

児童手当(特例給付)は、就学 前児童を養育している方で、前年 の所得額が一定額未満の場合に支 給されます。

出生・転入などにより、新たに 対象になると思われる方が手当の 支給を受けるためには、認定請求 をする必要があります。

また、児童手当は養育者からの 申請がないと支給されません。

▼所得制限限度額 表の通り (所 得制限を超える場合は、支給され ません)。

▼認定など 児童手当(特例給付) は、認定請求をした日の属する月 の翌月分から支給されます。 (遡って支給はされません。)

▼その他 申請書の他に「厚生年 金等年金加入証明書」「所得証明 書」など、必要に応じて添付書類 を提出していただくことがありま す。

▼詳細 保健福祉課児童保育係 (「ゆとろ」内・☎3 - 3024)

平成 14 年度所得制限限度額(万円)

扶養親族 等の数	児童年金 (国民年金 等加入者)	特例給付 (厚生年金 等加入者)
0人	301	460
1人	339	498
2 人	377	536
3 人	415	574
4人	453	612
5 人	491	650

#### 高齢者

# ご存知ですか 65 歳からの医療者給付制度(道老)

「道老」の受給対象者は、原則 として"18歳以上の子がいない 65 歳以上 70 歳未満の方"で、次 のいずれかに該当する方です。

①老人単身世帯 (6カ月以上の 一人暮らし)

②老人夫婦世帯 (配偶者につい ては、60歳以上)

#### ③老人と児童の世帯

なお、特例として18歳以上の 子であっても、子が次に該当する 場合は、受給の対象となります。

#### ▼子の特例要件

(1)既婚・未婚・男女を問わず、父 母と別居している場合

(2)重度心身障害者・長期療養者 (3)社会福祉施設の入居者・学生 (4)生死不明者・拘禁されている方・

#### 抑留中の方

※ただし、所得制限があるほか、 受給対象者が健康保険に加入して いない場合・生活保護を受けてい る場合は対象になりません。

▼申請・問合せ 保健福祉課福祉 係(「ゆとろ」内・☎3-3019)

#### 募集

## 入所希望者は申し込みを 「こどもプレイハウス(学童保育)」

町教委では、共働きなどで学校 の放課後、保護者が家庭に不在と なる児童を対象に「こどもプレイ ハウス(学童保育)」を開設してい ます。入所を希望する方は、申し 込みください。

▼入所対象 共働きなどにより、 放課後に保護者が家庭に不在とな る世帯(原則として、小学校1年 生~3年生の児童)。

#### ▼開設場所・定員

①青少年センター(錦町) 75名

②子どもハウス (緑町) 25 名

③青少年会館(太美町) 50名 (申込みが定員を超えた場合、入所 決定選考基準により決定します。)

**▼開設期間** 4月1日~3月末日 ▼開設時間 「学校登校日」は下校 時~17時30分。「春・夏・冬休 み期間」は、月曜日~金曜日の8

▼費用 無料。ただし、父母会費 (活動費・おやつ代) として月額 3,000 円とスポーツ安全保険加入 料として、年額500円を負担。

時 30 分~ 17 時 30 分

▼入所申込 公民館・青少年会館 にある申込用紙に必要事項を記入 し、雇用証明書等とともに提出く ださい。

**▼申込期限** 2月28日(金)

▼詳細 町教委社会教育課青少年 係(公民館内・**お**3-2511)